

医師の皆様へ

意見書の作成にあたっての留意事項

- 1 意見書は、カネミ油症であるか否かのご判断をお願いするものではなく、申請者の現在の症状や疾患について、継続的な治療やその他の健康管理を要するかどうかを記載していただくものです。
- 2 何らかの症状（例：全身倦怠感等）があり、継続的な加療までは必要としない場合であっても、継続的な健康管理を必要とする場合は、「 継続的な健康管理を要します。」にを付けてください。
- 3 「継続的な健康管理を要する」とは、受診など何らかの医学的な注意を要することを意味しますが、受診等の頻度は問いません。
（「何らかの医学的な注意」の中には問診だけの場合も含まれます。また、患者さんへ有症時の受診を勧めた場合も、この「継続的な健康管理を要する」に該当します。）
- 4 意見書の作成費用については、各医療機関の実情に応じて、徴収して差し支えありません。
- 5 医師氏名欄には署名または記名押印をお願いします。
- 6 その他
油症について把握していただくための参考資料として、九州大学病院油症ダイオキシン診療センター作成の「油症の現況と治療の手引き（抜粋）」を添付いたします。

* 不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい

【問い合わせ先】

大牟田市保健所保健衛生課 中山・安部
TEL 0944-41-2669（直通）